

堆肥センターだより

No.15

6
2006

Contents

耕種農家の求める堆肥生産への今後の対応	1
家畜排せつ物の利活用に向けて	2
「畜産と耕種の連携による堆肥利用促進の取組み」	5
長野県堆肥生産利用促進協議会の活動について	8
堆肥の生産・販売に関するQ & A 編集後記	10

耕種農家の求める堆肥生産への今後の対応

財団法人 日本土壤協会 専務理事 猪股 敏郎

たい肥センターにおいては家畜ふんたい肥の利用を促進していくため、品質向上やたい肥の散布サービスの推進などが求められている。

現在、最もたい肥の品質で求められているのは、腐熟度の向上である。これについては最近、関係者の努力でたい肥コンクールの実施などを通じ次第に改善されてきているが、まだ、十分でないところも多い。

昨年、(財)畜産環境整備機構から刊行された「作物生産農家のニーズを活かしたたい肥づくりの手引き」に紹介されているように今後、利用者ニーズに沿ったたい肥の供給が重要となってくる。例えば、イチゴ、メロン、トマトなどの場合はたい肥に肥料効果の大きさは求めず、土壌改良効果が重視される。また、ニンジン、大根などの場合は未熟たい肥であると枝根になりやすく、腐熟度の高いたい肥が求められている。水稲の場合には、「安価さ」、「取扱性の良さ」(機械散布のし易さ)が求められている。

このように、作物生産農家がたい肥に期待している特性としては一般に「腐熟度の高さ」以外に「土壌改良効果の大きさ」、「安価さ」、「肥料効果の大きさ」、「取扱性の良さ」という項目があげられている。

最近、たい肥の品質がほぼ満足できる程度までに達してきているたい肥センターでは地域の主なたい肥利用作物の特性にあったたい肥を製造供給しているところも出てきている。

先日、お伺いした愛知県のあるたい肥センターでは、安定して品質の良いたい肥が製造できるようになり、利用者のことを考えるゆとりができてきて最近、利用者と接触するようになったとのことである。こうした中で、巨峰ブドウ生産者の方々からもう少し副資材として籾殻を加えて肥料成分を少なくしたたい肥生産の要望があることが分かり、そこで一定量について配合を変えて製造することとしたとのことである。また、そのたい肥センターでは利用者対応の一環として昨年暮れにたい肥利用のセミナーを開催している。約30名の方が集まり、その場でたい肥利用のアンケート調査も行なったとのことである。

現在のところ、まだ、こうした対応をしているたい肥センターは極めて少ないが、今後、こうした動きが強まってくるものと考えられる。今後、たい肥センターにおいては地域の主なたい肥ユーザーがどのような作物を中心に作付けているかを把握し、それにマッチした品質のたい肥を供給していくことが重要となってくる。

家畜排せつ物の利活用に向けて

農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課
畜産環境対策室 環境保全班 田島 隆自

1. はじめに

全国で1年間に発生する家畜排せつ物の量は、約9千万ト(平成16年)と推計されるが、これらは適切な処理がなされない場合、悪臭や、水質の汚染による人の健康への悪影響などの畜産環境問題を招くおそれがある。このため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」が平成16年11月に本格施行され、現在、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜排せつ物の適正な管理を定めた同法の「管理基準」が適用されている。これにより、家畜排せつ物の処理施設の整備が進捗し、平成17年12月現在の調査では、対象となる農家のうちの99.9%が同法の管理基準に対応しているところである。

一方、このように家畜排せつ物処理施設の整備が進んだ結果、生産されるたい肥の利用を促進することが課題となっている。家畜排せつ物の適正な管理を確保しその利活用を図っていくことは、我が国畜産業の安定的発展のほか、資源循環型社会の構築の観点からも重要である。政府は本年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」の改定を閣議決定し、家畜排せつ物を含むバイオマス資源の有効利用を政府全体としてさらに推進している。

このため、農林水産省としても、家畜排せつ物の利活用を推進しているところであり、以下にその現状や当省の取組等を紹介する。

2. 家畜排せつ物の利活用の方策

家畜排せつ物の利活用の方策としては、従来からのたい肥化・液肥化が農地への還元を行ううえで有効であり、また他の処理方法と比較すると低コストで技術的にも容易であるため、全国の発生量の約9割(推計)がこのような処理により利活用されている。

この他には、コストが高く専門的な技術が必要となるものの、メタンガスを利用した発電、炭化処理による土壌改良剤や融雪剤としての利用、燃焼に

よるボイラー発電等の高度な利用技術も実用化されている。

3. 家畜排せつ物の利活用を促進するためには

家畜排せつ物の利活用のうち、その中心となるたい肥としての利用について、地域における優良事例等から、その促進にあたり重要と考えられる点を整理すると、畜産サイドによる良質なたい肥の生産、耕種サイドによるたい肥を用いた高付加価値な農産物の生産、行政や農協等の関係団体が一丸となった資源循環の取組みへの支援、等が挙げられる。

また、畜産農家と稲作農家との間では、稲わらや稲発酵粗飼料とたい肥の交換や、転作田での飼料作物生産によるたい肥の施用などを行うことにより、耕種サイド、畜産サイドともに大きなメリットが期待できる。

一方、全国で年間約9千万ト発生する家畜排せつ物は、全国の農地面積から考えれば、これは農地に還元可能な量であると推計されるが、たい肥の生産量には地域的な偏在があるため、たい肥の生産量が地域の需要に追いつかない地域がある一方で、たい肥の生産に過剰感が生じている地域もあるというのが現状である。このため、コスト面などの課題はあるものの、農業者同士が広域に連携し、地域間でのたい肥の流通をより円滑に進めていくことや、地域の実情に合わせて、燃焼や炭化等の高度利用を組み合わせ、地域の家畜排せつ物の処理全体を設計することも重要な課題となると考えられる。

4. 家畜排せつ物の利活用を促進するための農林水産省の取組

このような観点から、農林水産省では、家畜排せつ物の利活用を促進するため、以下のような支援を実施している。

(1) 家畜排せつ物処理施設等の整備の支援

前述のとおり、家畜排せつ物法の本格施行を受け、全国のほぼ全ての農家で同法の管理基準への対応がなされているが、このうちの約1割は、いわゆる簡易対応による対応である。簡易対応はコスト面や施行面等でメリットがあるが、同時に良質なたい肥生産が難しい場合があるといったデメリットも存在する。このため、良質なたい肥を生産し、その利用を推進するためには、このような農家においても、経営の実態や地域の実情に合わせて本格的な施設整備を推進していく必要がある。

また、たい肥の利用や流通が困難である等の理由により、燃焼や炭化といった高度利用を選択した場合でも、これらは大規模な畜産経営において行われることが多く、また単位排せつ物量あたりの整備単価も高額である場合が多く、施設整備の負担は大きくなる。

このため、農林水産省としては、たい肥舎等の家畜排せつ物処理施設の適切な建築コストを示したガイドラインの作成等によりその低減を図っているほか、施設整備のための補助事業や、優遇税制措置、制度資金による融資など、様々な支援策を実施している。また、三位一体改革の議論を踏まえ、平成17年度には、それまでの補助金に代わり、都道府県の裁量性を高めた交付金が創設され、地域の実情に合わせた家畜排せつ物処理施設の整備等を行うことが可能となっている。

(2) 良質なたい肥作りのための技術の普及

たい肥の利用を促進するためには、ただ単にたい肥を生産するだけでなく、耕種側に歓迎される良質なたい肥を生産することが重要である。このため、農林水産省としては、経営実態や飼養管理方法に合ったたい肥化施設や機械の選定のためのガイドブックの作成、作物生産農家が求めるたい肥の生産のための手引書の作成、家畜排せつ物処理施設の整備やたい肥生産についての指導を行うことができる畜産環境アドバイザーの養成などを行っている。(なお、畜産環境アドバイザー研修制度については、本年度に見直しを実施することとしている。)

(3) たい肥を用いた農作物の生産のための支援

耕種農家にたい肥を継続的に利用してもらうためには、それによって耕種側にメリットが生じることが重要である。具体的には、たい肥の利用による高品質

な農作物の生産や、さらには環境低負荷型の農業としての消費者の支持の獲得などが挙げられる。

農林水産省としては、たい肥を利用した作物生産と持続的な土づくりを推進する観点から、たい肥の適正かつ積極的な利用を指導するたい肥施用コーディネーターの養成や、耕種農家のたい肥の利用についてのニーズの把握などを行っている。

(4) 関係者が連携した取組の支援

たい肥の利用の促進のためには、当然ながらたい肥を生産する畜産側と利用する耕種側の連携が不可欠である。また、今後より広域でのたい肥の流通を考える場合、幅広い関係者による一体的な取組がより重要となる。

このため、農業者団体等が、たい肥の利用を促進するために行うモデル的な取組に対する支援や、コントラクターによるたい肥生産・散布活動等の機能強化による広域流通体制の整備に対する支援等を行っている。

(5) 農業者の自主的な取組等の推進

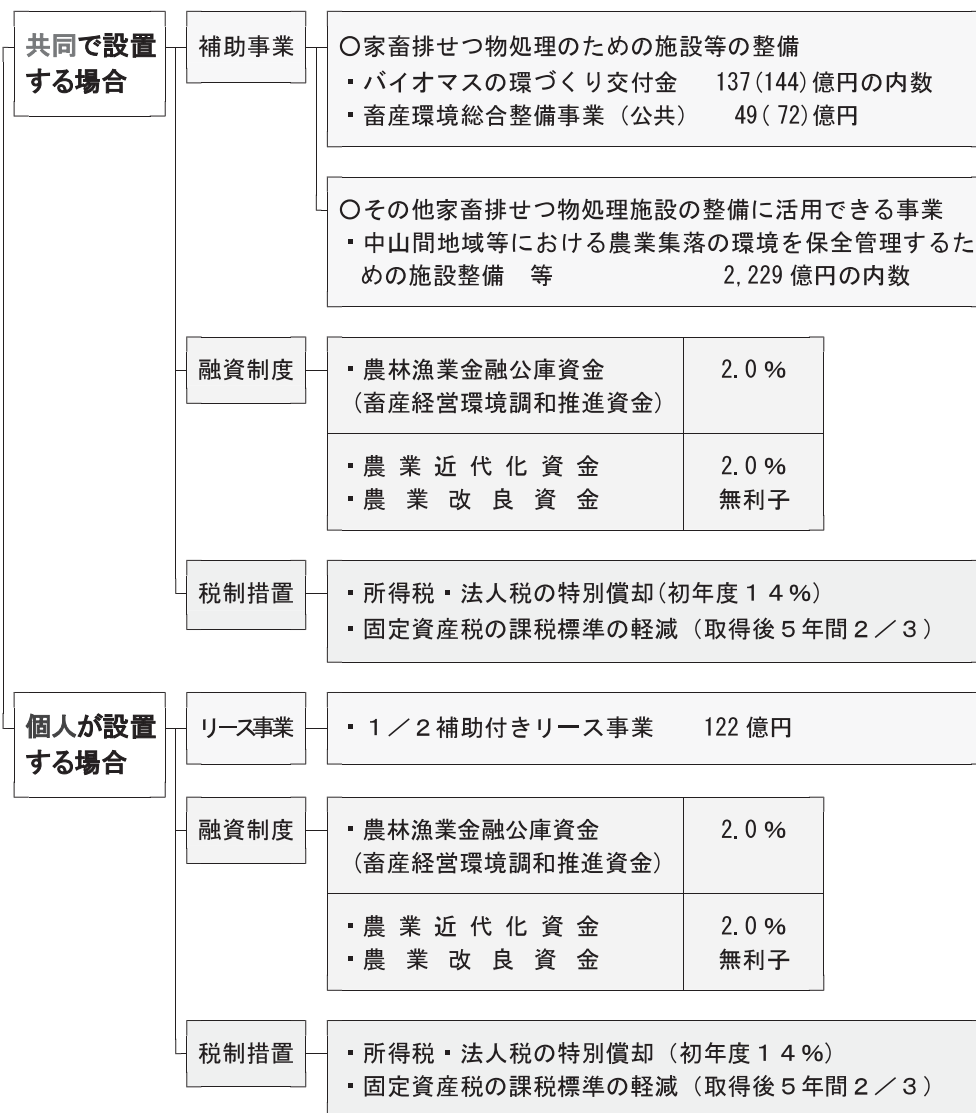
農林水産省では、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントを整理した「農業環境規範」を平成17年3月に策定した。これは、農業者が自らの営農活動の自己点検に使用するものであり、「家畜の飼養・生産編」と「作物の生産編」から構成されているが、そのうち前者において家畜排せつ物の利活用の推進をポイントとして挙げているだけでなく、後者においてもたい肥の施用等による土づくりの励行を第一に位置づけており、畜産側だけでなく耕種側でもたい肥の利用を推進すべき旨を示している。

5. 終わりに

家畜排せつ物は、活用の仕方次第では循環型社会を構築するための貴重な「資源」となる。畜産業に携わるものは、これまでの発想を転換し、耕種農家や関係者との連携を密にしながら、バイオマス資源としてこれまで以上に家畜排せつ物を利活用していくことが求められる。また、そのためには、消費者に、循環型社会や、たい肥等の利用による環境保全型農業の意義を理解していただくことも重要であろう。

農林水産省としても、今後とも関係者と一丸となって支援してまいりたいと考えているので、皆様にもご理解とご支援を賜れば幸いです。

○家畜排せつ物処理施設の整備に向けた各種の支援策（18年度）



注1：金額は平成18年度概算決定額、（）内は平成17年度当初予算額。金利は18年4月19日時点のもの。

注2：税制措置は18年4月1日以降の取得施設に適用される率。上記以外に、汚水処理施設に対する特別償却及び固定資産税の特例措置がある。

耕畜連携の事例報告

「畜産と耕種の連携による堆肥利用促進の取組み」

- 畜産農家との連携によるびわ産地の活性化のために -

長崎県 農林部 畜産課 森 修蔵

1. 地域農業の概要

長崎・西彼地域は県南西部に位置し(長崎半島と西彼杵半島)、市町村合併により現在では2市3町からなっている。平坦地が少なく傾斜地を利用した果樹栽培が盛んで、大村湾沿岸地域の温州みかん、長崎半島沿岸地域のびわは特産品として発展している。また、畜産も盛んで肉用牛と豚を中心に県下有数の畜産地帯でもある。

農業産出額は216億円で果樹が37%、畜産30%、野菜16%で特にみかんについては県全体の栽培面積の55%を占めている。

都市近郊型農業も展開されており、ふれあい市や農産物直売所等による消費者との交流、ふれあい活動が活発化している。

農業産出額(H16) (単位:1000万円)

果実	畜産	野菜	花	米	いも類	その他
808	656	345	131	102	39	74

第52次長崎農林水産統計年報

2. 取り組んだ地域の概要と課題

長崎市の三重地区(市北部)はJA系統の肥育農家が約2,500頭の肥育牛(黒毛和種)を飼養する肉用牛肥育の盛んな地域であるが、近年、混住化が進んでおり、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の安定的な流通が課題であった。

旧三和町(合併により現在長崎市南部)は県下でも有数のびわ産地であり、近年の「食の安全・安心」を求める消費者ニーズに対応するため、生産者はエコファーマーの認定を受け、環境にやさしい農業を展開している。しかし、最も基本となる土づくりについては、町内に畜産農家がないことから生産者個々が他町より堆肥を調達していたが、調達した堆肥の品質や施用量が生産者個々で安定しておらず、紋羽病等の土壌病害の一因となるなど栽培に支障をきたす農家が多いのが実態であった。

3. 取り組みの経過

(1)家畜排せつ物法の施行による処理施設整備の進展(H11年~)

平成11年の施行以来、管内でも適正な家畜排せつ物処理を行うための施設整備が進んできた一方で、出来上がった完熟堆肥の利用の促進が課題となっていた。

(2)技術指導者レベルでの耕畜連携(H15)

管内の各市町、JA及び関係機関で組織する「長崎地域農業振興協議会」の中に「技術者会」がある。この技術者会は関係機関連携のもと地域農業の振興と農家の生活安定に寄与することを目的に活動を行っており、各専門部会を設け部会活動を実施している。

法律の施行後、いろいろな場で堆肥利用の促進について働きかけを行っていく中で、「果樹部会」より果樹栽培において土づくりは重要な課題であることから、「畜産部会」に対し地域の堆肥生産状況等についての研修会の開催要望などがあり、技術者レベルでの連携を図ってきた。

(3)びわ産地(旧三和町)での堆肥供給施設の建設(H16)

県下でも有数のびわ産地である旧三和町においては、エコファーマーの推進とともに、高品質で安定多収の産地育成のための土づくりの重要性が再認識され、JAびわ部会員等農業者の中から堆肥舎をつくりたいとの要望があがってきた。

1)当初の三和町での考え

- ・畜産農家と連携し、生糞を原料として取り寄せ、自分たちで堆肥を作りたいとの考えであった。
- ・しかし検討を進める中で、生糞を原料として取り寄せるにも運賃がかかること、また周辺環境への配慮から生糞を処理する堆肥舎建設は困難なこと、びわへの堆肥の施用時期が限られており、必要量を確保するには堆肥処理期間と広大な処理施設が必要となり、管理運営、ランニ

ングコスト等の問題が発生することなどからこの計画は途中で断念された。

2) 堆肥供給施設(ストックヤード)建設計画の再検討

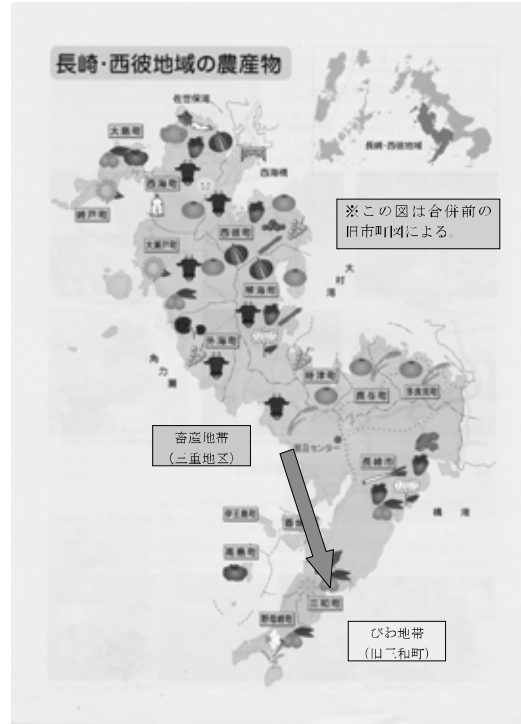
- ・堆肥生産は畜産農家に任せ、生産された堆肥をストックし利用者へ供給する堆肥供給施設(ストックヤード)としての考えで計画を再検討した。
- ・製品ストックヤードとすることで、大型ダンプによる大量運搬による運搬賃の削減、集中する施用(堆肥の利用)時期での要望に対応することができることから、県の事業により堆肥供給施設建設に取り組むことになった。

3) 堆肥に対する耕畜間での認識の調整

当初、堆肥に対する認識には耕畜間で差があったことから、検討会を重ねて認識の調整を図った。

びわ生産者：不成熟な木質系堆肥では紋羽病の発生が懸念されることから完熟の「もみがら堆肥」を希望。

畜産サイド：肉用牛農家では敷料の100%を「もみがら」で堆肥生産することは困難。



完熟良質堆肥を生産・供給することとし、一部もみがらを使用している肉用牛農家の堆肥と、のこず堆肥を区分して供給することで双方の認識、要望を調整した。

4. 施設の概要(堆肥センター：三和有機利用組合)

堆肥供給施設	672m ²	
堆肥運搬車	1台	県単独事業で整備
ショベルローダー	1台	事業主体：JA長崎せいひ
袋詰め機	1台	事業費：24,294千円

5. 受益者及び受益面積(旧三和町内)

露地びわ農家	198戸	85ha
ハウスびわ農家	50戸	10ha
花卉農家	29戸	3.6ha
ハウス野菜農家	1戸	0.2ha
	278戸	98.8ha

堆肥供給計画(年間)

露地びわ	1,700t
ハウスびわ	200t
その他	100t
	2,000t

6. 堆肥価格(税込み)

堆肥センター供給価格	
袋詰め堆肥	273円/袋
(オガクズ堆肥のみ、30%)	
バラ堆肥(2t)	
オガクズ堆肥	8,925円
もみがら堆肥	11,025円



びわ園

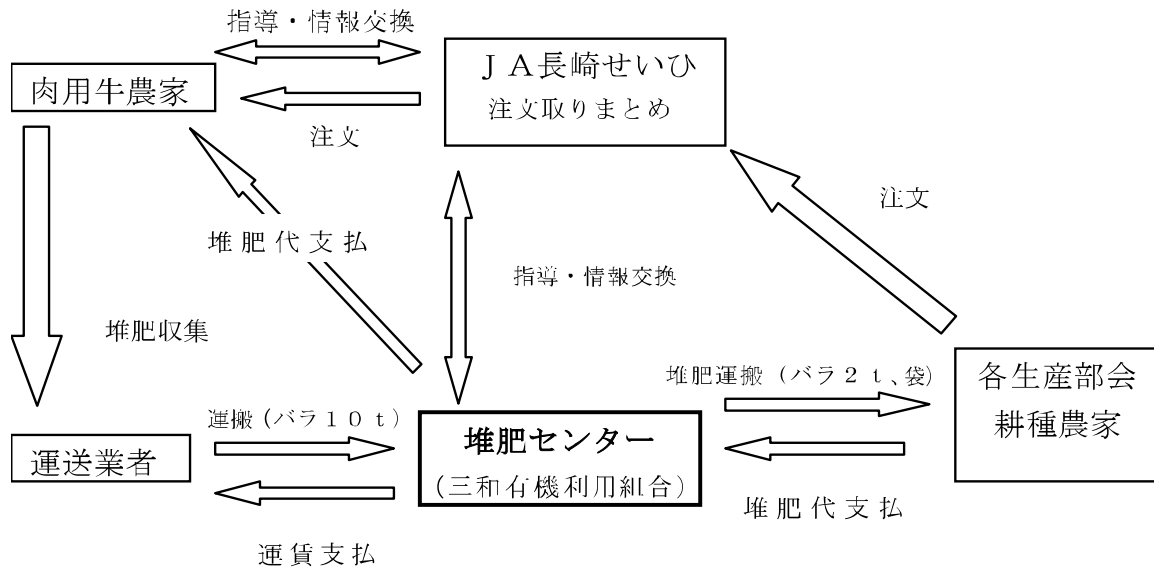


袋詰め作業



袋製品保管庫

7. 堆肥利用推進体制



8. 成果及び今後の課題

- (1) 17年度からの稼働であるため成果が出るのは今からであるが、堆肥の品質に対するびわ農家の評価は高い。
- (2) 品質の安定した良質の堆肥が常時近くの堆肥センターにあることや、チラシにより堆肥利用促進のための啓発を図ったことで、エコファーマー申請の際に掲げている計画(堆肥投入量2t/10a)を目標に農家個々で堆肥の利用が進んでいる。今後、堆肥施用による土づくりの効果として、品質・収量の向上を期待したい。
- (3) このような取り組みを進める中で、これまで供給していた畜産農家の営業妨害にならないよう、JA内で畜産農家間の供給調整等も必要と考えられる。このような取り組みにより堆肥利用が増えることが重要であり、利用が増えることで解決する問題とも考えられる。
- (4) JA合併により管内が一つのJA(JA長崎せいひ)となったため、今後は今回の取り組みをモデルにJA内の他地域の果樹地帯(みかん産地)などでも同じような取り組みが進むことを期待したい。



施設全景



出荷を待つ良質の堆肥



畜産農家からの堆肥運搬(バラ、10t車)

長野県堆肥生産利用促進協議会の活動について

社団法人 長野県 畜産会 事務局次長 大川 栄一

1. 堆肥センター協議会の概要

本県における堆肥センター協議会の名称は、「長野県堆肥生産利用促進協議会」と言いますが、平成12年8月30日に(別表1協議会規則)協議会を設立しました。会員構成は、堆肥の生産者と流通利用者を併記して、かなり広範囲の集団ですが、現在の会員数は、生産会員(堆肥センター含む)105名、流通利用会員236名の合計341名が登録しています。

事務局を社団法人長野県畜産会の中に置き、協議会の会長は、畜産会の常務理事が務めています。協議会の運営と活動については、会員総会による形を取らず、定期的で開催している幹事会(毎年幹事を委嘱する)の席で協議し決定しています。

幹事会は、長野県、全農長野県本部、堆肥センター、流通事業者、学識経験者等で構成されていますが、メンバーは固定したのではなく、その時期の協議会の活動を企画するにふさわしいメンバーに依頼し、幹事の委嘱を行います。ちなみに、堆肥生産(堆肥センター機能強化推進事業)取組み期(平成13年～16年)には、堆肥センターの運営者を主要なメンバーとする幹事の編成をしましたが、耕畜連携の堆肥利用(資源循環型畜産モデル等確立普及対策事業)取組み期(平成17年～19年)では、県の農業関係試験場関係者、全農長野県本部生産資材部等、堆肥利用の関係者を重視した幹事会の構成にしています。

2. 堆肥生産取組み期(平成13年～16年)の活動

堆肥センター活動の初期に当たるこの時期は、協議会の会員(堆肥生産者、堆肥センター、流通事業者)の募集と会員名簿の作成を主に行っています。

また協議会の活動としては、堆肥センターの運営に係る研修会、要望が多かった堆肥共励会の開催、堆肥品質表示のカラースタンダードの作成、堆肥生産者への指導などを実施しました。

3. 耕畜連携の堆肥利用取組み期(平成17年)の活動状況

個人経営では、堆肥交換による稲ワラの確保、自給飼料畑への堆肥投入、堆肥を求める利用者との情報交換が日常の作業の中で、問題なく行われていましたが、堆肥センタークラスの大型の生産者になると、生産された堆肥の滞留、袋詰めした商品堆肥の販売先の開発、堆肥センターの収支の取組みなど堆肥生産者としては、新たな課題と検討事項が生まれてきました。

そこで、協議会の会員を個人経営と堆肥センター等大型経営に大別し、これからの事業を実施する3年間については、活動の対象を「堆肥センター」に絞って事業の推進を図ることにしました。活動の内容は、堆肥センターで商品化した堆肥のPRをはじめ、堆肥利用者、販売担当者への働きかけ、また地域段階における需給調整システムの構築についても取り組みをしたいと考えています。

昨年度の幹事会(耕畜連携会議)の席で、事業対象にする堆肥センターの41会員の選定を行いました。選定後は各堆肥センターを随時、巡回しての概況調の取り掛かりを始めています。

モデルにする堆肥センターの選定では、需給調整の立場の方が、調整作業をわかり易く行ない、調整機能が地域として定着している5事例の堆肥センターの選抜を行いました。このセンターについても継続して情報の収集を行うつもりです。

4. 平成18年度の活動予定について

(1) 幹事会の構成

長野県(農政部農業生産振興チーム、農業総合試験場、中信農業試験場、果樹試験場、野菜花き試験場、畜産試験場)、県農協中央会、全農県本部(農業振興課、畜産酪農部、生産資材部)、農業会議、肥料商連合会県部会、学識経験者、畜産会以上 会長 1名 幹事 22名 事務局員 2名

(2) モデル堆肥センターの調査

モデルに設定されたセンターについては、継続して調査を行うとともに、優良な取り組みについては他のセンターへ普及を図るつもりです。

(3) モデル堆肥センターを通じての取り組み

また、堆肥センターの協力を頂き、会場を堆肥センターに求めている現地研修会を予定しています。

今まで、堆肥生産技術の向上のための研修が多かった協議会の活動に、ここでの研修とは、堆肥の需要の拡大や商品である袋詰め堆肥のPR等の新規の部門の項目を設定しておいて、耕種部門の堆肥

利用を積極的に行っている農業者や堆肥の注文を職場で実際にとっている農協営農センターの担当者などを対象した研修会を実施したいと考えています。
(別表2 耕畜連携の取組み)

5. おわりに

堆肥の流通については、広域的に考えるより、地域に密着した現実的な対応を行う方が効果も大きいと考えています。

本協議会の活動と関係する事業の推進が県内の農業振興に役立てて頂ければ幸いです。

(別表1 協議会規則)

長野県堆肥生産利用促進協議会規則

(目的)

第1 家畜排せつ物等の適正処理及び堆肥の有効利用により、農業の持つ自然循環機能を生かし環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、生産・流通・利用に携わる者が一体となって本協議会を組織し、本県農業の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2 本会は「長野県堆肥生産利用促進協議会」と称する。

(事業)

第3 研修会、講習会、需給調整、情報交換等を通じ、堆肥製造技術等の向上、堆肥の円滑な流通及び利用の促進を図る。

(会員)

第4 第1の目的に賛同する堆肥の生産、流通、販売、利用に係わる者及び農業関係団体等とする。

(会長及び協議会の運営等)

第5 この協議会の会長は長野県畜産会常務理事とし、協議会の運営にあたる。協議会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

(運営費)

第6 必要がある場合は会員の負担を求めることができる。

(事務局)

第7 事務局は長野県畜産会において行う。

(その他)

第8 その他、この協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則 この規則は平成12年8月30日から施行する。

(別表2 耕畜連携の取組み)

(別表)

モデル堆肥センターでの取組みについて

需給調整作業全般について

- ①堆肥の需要供給計画の作成
(年次、詳細には月別)
- ②需給計画に沿った堆肥の予約注文の実施
(半年別、または季節別)
- ③原料の計画的搬入と堆肥の安定生産の実施
- ④利用、生産の収支状況の把握

耕畜連携でポイントと考えるシステム

堆肥需要及び供給調整機関
(農協資材、営農センター、第3セクターなど)

施肥基準など利用促進情報を添付しての推進

堆肥利用関係者
(水稲、果樹、野菜、
花き、畜産飼料)

有機を用いた
農産物のPRと推奨

堆肥生産関係者
(堆肥センターなど)

安定した堆肥の供給、
需要者からの情報収集

堆肥の生産・販売に関するQ&A

Q1

堆肥化発酵に失敗して腐敗してしまったとか、発酵が進んで腐熟したとか言いますが、発酵と腐敗と腐熟はどう違うのですか。

A1

家畜ふんには有機物が様々な形で大量に含まれています。これらの有機物を栄養源として、その時の環境に適した微生物が繁殖し、活発な活動を行うため有機物は様々な形を経て、最終的には各種のガスや無機物と水にまで分解されます。

この時の微生物の行為、もしくは行為の結果が人間にとって有益な現象である場合に、この微生物の営みを発酵(現象)と呼び、その逆の場合を腐敗(現象)と呼んでいます。つまり、発酵や腐敗は人間が自分達の都合で勝手につけた呼び名で、本来は微生物による有機物の分解作用という意味では同じ現象なのです。

発酵や腐敗の際に活躍する微生物が酸素を必要とするか否かで好気性微生物と嫌気性微生物に区分されるため、形の上では好気性と嫌気性の発酵と腐敗がありますが、好気性微生物が有害現象を起こすことが少ないために好気性腐敗の言葉は一般に使われていません。

また、好気性、嫌気性の区別なく、人間にとって都合の良い微生物活動を腐熟(化)と言っているようです。

Q2

ちょっと古い本や土壌肥料の本などには堆肥、厩肥、堆厩肥、家畜ふん堆肥など、様々な用語が使われていますが、どれが本当の用語なのですか。

それぞれに使い分けなければならない区別があるのですか。

A2

化学肥料の無かった時代にワラや雑草、落ち葉などを堆積して作った肥料を堆積肥料=堆肥と呼びましたが、馬小屋や牛小屋の敷料を堆積して作った堆肥には牛馬のふん尿が混合されて、特に肥効が良かったため普通の堆肥と区別して特別に厩肥と呼ばれて珍重されていました。

したがって、家畜ふんを材料とした堆肥は厩肥と呼ぶのが正しいこととなりますが、厩肥には馬小屋、牛小屋のワラなどの敷料主体のイメージがあるため、鶏ふん、豚ふんも含む家畜ふんを主材料とした物を厩肥と呼ぶのは抵抗があるとのことで、現在では競馬場などの厩舎から出る物だけを厩肥と呼んでいるようです。

本来の意味での堆肥や厩肥が現在では、ほとんど作られなくなり家畜ふんが主材料の物がほとんどになったことと、堆肥・厩肥の用語ができた時代にはなかった化学肥料より肥効が少ないことなどから、家畜ふんを材料とした物も化学肥料とは異なる肥料として単に堆肥と呼ばれるようになりました。

畜産が盛んになり堆肥がすべて昔貴重だった厩肥より、さらに肥効に優れた物になった現在、皮肉にも、その区別の必要がなくなって、特に肥効に優れた厩肥をすべて堆肥と呼んでいることとなります。

(財)畜産環境整備機構 審議役 本多勝男

編集後記

今回の巻頭言は、全国堆肥センター協議会中央団体会員である財団法人日本土壌協会猪股敏郎専務理事から寄稿して頂きました。耕種農家の求める堆肥生産の重要性が示されております。

トピックスとして、「家畜排せつ物の利活用に向けて」と題しまして、農林水産省生産局畜産部畜産企画課環境保全班田島隆自係長から執筆して頂きました。家畜排せつ物の利活用推進の現状と国の取組が紹介されております。

耕畜連携の事例報告として、畜産農家と耕種農家(びわ)と連携の事例を長崎県農林部畜

産課森修蔵氏に寄稿して頂きました。

都道府県堆肥センター協議会情報として、長野県堆肥利用促進協議会の活動状況について寄稿して頂きました。

堆肥センターだよりのQ&Aは、皆様からの御質問に対して(財)畜産環境整備機構本多審議役が回答しています。読者の方々の堆肥生産等において技術的な御質問がありましたら、事務局まで御一報下さい。

FAX 03 - 3459 - 6315

E - mail leio@leio.or.jp

全国堆肥センター協議会 事務局